

第 34 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 1 時から
- 2 現地調査 農振農用地除外申請地の現地確認
- 3 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 4 議 事
議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用
貸借権設定について
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権
移転について
- 5 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- 6 そ の 他 ①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
②その他

7 出席農業委員（11人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
城田忠志	伊藤良夫	唐澤喜廣	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

原 聡美	太田和也
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介	農政係長	千 泰山

事務局	<p>開会前</p> <p>産業課人事異動職員紹介</p> <p>農政情報報告</p>
伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>現在出席の農業委員数は11名中11名と全員の出席をいただいております。農地利用最適化推進委員の皆さんも全員の出席をいただいております。農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、ただ今から第34回農業委員会総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>以降、会議規則第4条の規定により唐澤会長に議長となっただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、原聡美委員と太田和也委員を指名します。</p>
議長	<p>1 議事</p> <p>議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>朗読 上程</p> <p>4件 4筆</p>
議長	<p>除外1から3につきまして担当地区の城田委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
城田忠志委員	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特に補足もなく、事務局の説明どおりだということですが、除外1から3につきましてご質問・ご意見などございましたらお願いします。</p>
議長	<p>判断が違ってるかもしれないんですが、少し前までは一般住宅も除外をしてきたんですが、ある時、県から一般住宅は27号計画に沿ったものでないという指摘を受けたため、一般住宅については農業振興に資する施設でな</p>

事務局	<p>いと私は理解をしています。</p> <p>その中で今回、除外3の変更理由として一般住宅とありますが、なぜそうなったのか理由を教えてください。</p> <p>会長がおっしゃるとおりで、昨年からいろいろと厳格化され、基本的に27号計画については農家住宅や農業レストランや農業施設など、地域農業に資する施設というようなものに限定することになっております。</p> <p>ただ、先ほどお配りした資料の2ページ目を見ていただくと、除外要件の箇所に全てを満たすものは除外できるということで1から6まで書いてあります。</p> <p>今回は、除外要件の6番目のところで、土地改良区事業が8年経過しており、6要件すべてを満たしているため、そういった場合であれば、一般住宅でも特に今までどおりで問題ございませんので、今回は一般住宅ということで申請が上がってきているということになります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>厳格化されてから一般住宅が出てきたのは初めてだね。</p> <p>県に聞いてありますか？私はとても心配なんだよね。</p>
事務局	<p>私が昨年の厳格化で話があった時から確認は取っているんですが、その中の認識では、今回の27号計画に該当するものについては農業に資する施設というのが大前提ですが、通常の6要件を満たすものについては、特段ご指摘をいただいているので、問題ないかなという認識でいます。</p>
唐木義秋委員	<p>西部土地改良区の受益地から外れているもので例外的に土地改良区の縛りがないことで、許可になっているという認識をしています。そうじゃないんですか。</p>
事務局長	<p>今、唐木委員の発言にあった認識で間違いないと思います。</p> <p>従いまして、除外1の■■■■も除外3の一般住宅についても、農業に資するものではありませんが、受益地から外れておりますので要件を満たしておりますが、この一般住宅や駐車場も受益地だったら当然駄目です。</p> <p>これは確認をしています。</p> <p>確認した上で■■■■も、受益地から外れていたもので、今回、6要件を満たすという形なので、唐木さんがおっしゃった認識で間違いないです。</p>
唐木義秋委員	<p>そうすると、当時西部土地改良区を進める時に、反対した人の土地がまだ</p>

	<p>あるんだよね。</p> <p>それで、その反対した人は、当時散々叩かれたんだけど何とかそれが通って、もしかしたらこれからもそういうところはどんどん申請に上がってくれば、反対する縛りがないっていう認識なのかな。</p>
酒井明委員	<p>除外3のように住宅と住宅に挟まれていて、宅地だけの狭小地だから地域計画もあまり関係ないですよ。</p>
唐木義秋委員	<p>縛りはあるのかな。</p>
事務局	<p>恐らく視点の問題かなと思っていますが、除外要件があり、繰り返し出てきていますが、1から6までを満たすと、一般住宅や駐車場であっても、除外が可能です。</p> <p>6個の基準なので、土地改良事業から8年経過していても、例えば、位置的代替性がなく、その人がいきなり現れて親の土地でもない所に住みたいと言っても位置的代替性がないとは判断できないので、例えば位置的代替性を満たさない案件であれば、こちらとしては許可しないということになりますし、地域計画の所に家を建てたり工場を建てたりすることで地域計画の達成に支障があると判断すれば、それも不可の条件になります。</p> <p>うちは西部の受益地や南箕輪自体が受益地が多いので、どうしてもここに注目して判断してしまいましたが、委員さんには1から6までの、すべての要件をみて判断していただきたいと思います。</p> <p>ただ、そのような制限をしていると、今まで一般住宅が建たずに、人口増に支障をきたすということで、間接的に農業振興につながるという意味で今までは一般住宅を27号計画の農業振興に資する施設として認めていましたが、農地の確保のため、今後は27号計画が厳格化され、住宅については農家住宅のみを対象とするようにとのことだそうです。</p> <p>6要件と27号計画はもともと別のもので、6要件に該当するかというところをまず見ていただいて、6要件に該当しない時に初めて27号計画で農家住宅であれば農業振興に資する施設に該当すると判断していただければと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>補足いただきましたけれども、そういう方向でやっていくということです。他にご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>意見等なければ、採決致します。</p>

	議案第1号除外1から3について除外をやむを得ないということに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	除外1から3につきましては、全員の挙手をもちまして、除外はやむを得ないという事で農業委員会の意見と致します。 次に除外4につきまして担当地区の酒井委員より補足がありましたらお願いします。
酒井文代委員	(特になし)
議長	除外4につきましてご質問・ご意見ございましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議長	意見等なければ、採決致します。 除外4について除外をやむを得ないということに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員の挙手をもちまして、除外はやむを得ないという事で農業委員会の意見と致します。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定について事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読 上程 2件 4筆
議長	番号8-1と8-2につきまして、担当地区の小林委員より補足説明がありましたらお願いします。
小林美晴委員	貸出人の■■■■は■■■■に住んでおり、南箕輪村で農業するのはとても無理で、以前は申請地を■■■■の■■■■が耕作していたと思いますが、■■■■ため、貸していましたが、後で合意解約の申請で出てくると思いますが、耕作していた方が都合がつかず、耕作しないため、近くの方が自分たちで食べるためにとということで新たに借りて耕作するそうです。

議 長	議案第2号につきまして事務局と小林委員から補足いただきましたが、番号8-1と8-2につきましてご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、採決致します。 番号8-1と8-2につきまして許可に賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議 長	番号8-1と8-2につきましては、許可と致します。 続いて、議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について事務局よりお願いします。
事 務 局	朗読 上程 2件 5筆
議 長	8-3につきまして、担当地区の酒井委員より補足ございましたらお願いします。
酒井文代委員	■■■■が■■■■に引越しており、■■■■があった所も売買が決まったそうですし、唯一残った申請地の田んぼの農地で、以前■■■■の■■■■に貸していましたが今回の■■■■にあたり解約し、今回、■■■■に■■■■することになりました。 申請地付近も他の地主さんですが、一体耕作してくれるということで■■■■が受けていますので、これでまた集積になるので良いかなと思います。
議 長	番号8-3につきまして、酒井委員から補足をいただきました。 ■■■■が申請地付近を耕作しており、今回の契約で農地の集積にもなるということですが、ご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、採決致します。 番号8-3につきまして許可に賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議 長	番号8-3につきましては、許可と致します。

	<p>続いて8-4につきまして、担当地区の唐澤忠委員より補足をお願いいたします。</p>
唐澤忠委員	<p>譲受人は、■■■■から■■■■による譲受けになります。</p> <p>今回、4筆のうち既に3年ほど前から耕作をしており、毎年作付けし、土手の管理もきちんと継続されていますので問題ないかと思えます。</p>
議 長	<p>番号8-4について、唐澤委員から補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>番号8-4につきまして許可に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>番号8-4につきましては、許可と致します。</p> <p>2 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>1件 1筆</p>
議 長	<p>報告事項①については、相続でございますが、ご意見・ご質問はございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問等なければ、採決致します。</p> <p>報告事項①につきまして、受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>報告事項①については、受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p>

	5件 8筆
議長	報告事項②の番号8-1・8-2については、先ほどご審議いただき、耕作者の変更や所有者の移転で、8-3・8-4・8-5についてはあっせん事業によるものという内容でございますが、ご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、採決致します。 報告事項②につきまして、受理することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	報告事項②につきましては、受理と致します。 3 その他 ①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、事務局よりお願いします。
事務局	資料の7ページをお開きください。 毎年この時期にやっていますが、法令遵守の申し合わせとして、農業委員さんは公的な代表機関であるということで、法令に則って適正に農地制度を運用していただきたいという責務があることを見ていただき、個人情報に関することも多いので、守秘義務を守っていただき、公正な運用をしていただきたいのでお願いしたいと思います。 7月の総会で委員さんの任期も終了となりますので、また順次ご案内をしていきたいと思いますが、個人情報に関わるようなもの、特に委員を継続されない方については、また事務局に持ってきていただき、個人情報に関する書類についてはこちらで廃棄処分等させていただきたいと思います。判断についても、法律をもとに公正な判断をしていただきたいので、他の資料は各自で読んでいただければと思いますので、お願いします。
議長	法令遵守の申し合わせということで、資料に目を通してくださいということですが、この3年間、本当にお世話になりまして、新聞沙汰になるようなこともなく本当に良かったと思っていますし、各自農業委員が適正で高い倫理観を持ち、行動をいただきまして本当にありがとうございました。法令遵守の申し合わせにつきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし) ②その他

